

税制に関する国税庁への問い合わせ結果

一般論として、

1 原則

その年に一定以上の収入があった人につき、その収入からかかった経費を差し引いた金額に課税される。・・・(1)

その上で、納税者の事情を考慮し、一定の事由による資産減少や経費以外の支出等につき控除する制度がある。・・・(2)

基本的に賠償等による填補がある場合、その部分は控除されない。

2 財産犯被害について

一定の財産犯被害については、(1)の段階では関係ないが、(2)の段階で雑損控除の制度がある。

3 身体犯被害について

(1) 犯罪被害者等に限らず、死亡したりけがをして収入が喪失・減少した場合は、その喪失、減少分は、(1)の段階で評価されるので、(2)の段階では問題とならない。

(2) 治療等による支出については、(2)の段階で医療費控除（介護費、通院費等を含む、別添①）の制度があり、犯罪被害者等にも適用される。

(3) 障害者となった場合や、配偶者が死亡して寡婦・寡夫になった遺族には、それぞれの控除制度が設けられており、犯罪被害者等にも適用される（別添②ないし④）。

(4) 葬儀費については、相続税において相続財産からの控除制度がある（別添⑤）。

No.1122 医療費控除の対象となる医療費

[平成18年4月1日現在法令等]

医療費控除の対象となる医療費は次のとおりであり、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

- (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価。(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価。(ただし、風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。)
- (3) 病院、診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価。急患や怪我などで病院に運ばれる費用です。
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価。(ただし、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。)
- (5) 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価。(この中には、家政婦さんに病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話の対価も含まれますが、所定の料金以外の心付けなどは除かれます。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象となる医療費になりません。)
- (6) 助産師による分べんの介助の対価。
- (7) 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額。
- (8) 次のような費用で、医師等による診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるために直接必要なもの。

●医療費控除の対象となる医療費

- イ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの。(ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。)
- ロ 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用。
- ハ 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代。この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

(注) 1 医療費控除を受けるためには、その支払を証明する領収書等を確定申告書に添付するか提示することが必要です。

- 2 医療費の中には、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療等の費用に相当するものや前記イ・ロの費用に相当するものも含まれます。

- 3 おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- (9) 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあつせんに係る患者負担金

- (10) 日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあつせんに係る患者負担金

(所法73、所令207、262、所規400の3、所基通73-3~7、昭62・12直所3-12、平12・6課所4-9、平12・6課所4-11、平13・7課個2-15、平14・6課個2-11、平15・12課個2-28、2-31)

参考： 関連コード

1120 医療費を支払ったとき(医療費控除)

No.1160 障害者控除

[平成18年4月1日現在法令等]

1 障害者控除の概要

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。

控除できる金額は障害者一人について27万円です。また、特別障害者に該当する場合は40万円になります。

2 障害者控除の対象となる人の範囲

障害者控除の対象となるのは、次のいずれかに当てはまる人です。

- (1) 常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人。
この人は特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人。
このうち重度の知的障害者と判定された人は特別障害者になります。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
このうち障害等級が1級と記載されている人は特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人。

このうち障害の程度が1級又は2級と記載されている人は特別障害者になります。

- (5) 精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人。

このうち特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定

を受けている人は特別障害者になります。

- (6) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人。

このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は特別障害者となります。

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人。

この人は特別障害者となります。

- (8) その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人。

この人は特別障害者となります。

3 その他

控除対象配偶者又は扶養親族が、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、特別障害者控除40万円が受けられるほかに、配偶者控除又は扶養控除の額は、一人につき同居特別障害者の控除35万円が加算されることになります。

(所法2、79、所令10、措法41の16、所基通2―39)

参考： 関連コード

1191 配偶者控除

1180 扶養控除

Q1 介護保険法により要介護認定を受けた場合の障害者控除の適用の有無

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

No.1170 寡婦控除

[平成18年4月1日現在法令等]

寡婦控除は、女性の納税者が所得税法上の寡婦に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

控除できる金額は27万円です。

＜寡婦控除の要件＞

寡婦とは、納税者本人が、原則としてその年の12月31日の現況で、次のいずれかに当てはまる人です。

(1) 夫と死別し、若しくは離婚してから結婚をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子供がいる人です。この場合の子供は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

(2) 夫と死別してから結婚していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人です。この場合は、扶養親族などの有無は要件になりません。

(注) 「合計所得金額」とは、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特定控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

＜特定の寡婦＞

寡婦に該当する方が次の三つのすべての条件を満たすときは、寡婦控除27万円に8万円を加算した35万円とする特例があります。

- (1) 夫と死別し又は離婚した後結婚していない人や夫の生死が明らかでない一定の人
- (2) 扶養親族である子供がいる人

(3) 合計所得金額が500万円以下であること。

(所法2、81、85、所令11、措法41の17、所基通2-40、2-41)

参考: 関連コード

1172 寡夫控除

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

Copyright : 国税庁

No.1172 寡夫控除

[平成18年4月1日現在法令等]

寡夫控除は、男性の納税者が所得税法上の寡夫に当てはまる場合に受けられる所得控除です。

控除できる金額は27万円です。

<寡夫控除の要件>

寡夫とは、納税者本人が原則としてその年の12月31日の現況で、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (2) 妻と死別し、若しくは離婚してから結婚をしていないこと又は妻の生死が明らかでない一定の人であること。
- (3) 生計を一にする親族である子供がいること。

この場合の子供は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(所法2、81、85、所令11の2)

参考： 関連コード・用語解説コード

1170 寡婦控除

[\[戻る\]](#) [▲UP](#)

Copyright : 国税庁

No.4129 相続財産から控除できる葬式費用

[平成18年4月1日現在法令等]

相続税を計算するときは、被相続人の葬式にかかった費用を遺産額から差し引くことができます。

1 葬式費用となるもの

遺産額から差し引ける葬式費用として認められるのは、通常次のようなものです。

- (1) 死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用
- (2) 遺体や遺骨の回送にかかった費用
- (3) 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用(仮葬式と本葬式を行ったときにはその両方にかかった費用が認められます。)
- (4) 葬式などの前後に生じた出費で通常葬式などにかかせない費用(例えば、お通夜などにかかった費用がこれにあたります。)
- (5) 葬式に当たりお寺などに対して読経料などのおれをした費用

2 葬式費用に含まれないもの

次のような費用などは、遺産額から差し引ける葬式費用とは認められません。

- (1) 香典返しのためにかかった費用
- (2) 墓石や墓地の買入れのためにかかった費用や墓地を借りるためにかかった費用
- (3) 初七日や法事などのためにかかった費用

(相法13、相基通13-4~5)

参考: [関連コード](#)

4126 [相続財産から控除できる債務](#)